

運動部活動が変わります

運動部活動ガイドライン

～適切な練習時間や休養日の設定～

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(H30.3月公表 スポーツ庁)

長野県中学生期のスポーツ活動指針(H26.2月策定)

学校設置者(市町村等)の定める運動部活動の方針

各校による部活動の活動方針の策定・公表(ホームページなどによる)

(文化、科学等に関する部活動も準ずる)

Student First

スチューデント・ファースト(学習者本位)の精神に基づき、生徒の主体性の尊重と心身の成長過程を踏まえた適正かつ効果的な活動へ！！



【目指す姿】

- メリハリのある練習計画によるバランスのとれた学校生活
- 生涯にわたってスポーツに親しむ習慣の形成
- 運動好きな生徒の増加

部活動指導員の任用

～専門的な指導による活動の充実・教員の支援～

部活動指導員とは(抜粋)

- 市町村が任用し、学校長の監督のもと、学校の職員(部活動の顧問)として指導に当たります
 - 技術指導、安全指導、大会・練習試合等の引率、生徒指導等、学校設置者が定めた職務を行います
 - 国のガイドライン、長野県中学生期のスポーツ活動指針に基づいた部活動運営を行います
 - 市町村教育委員会が指定する指導者研修を受講し、適切な指導を行います
- ※従来の外部指導者との違い⇒学校の職員として、部活動の顧問を担当します。実技指導の他、大会・練習試合等の引率、保護者等への連絡、事故発生時の現場対応などを職務として行います。

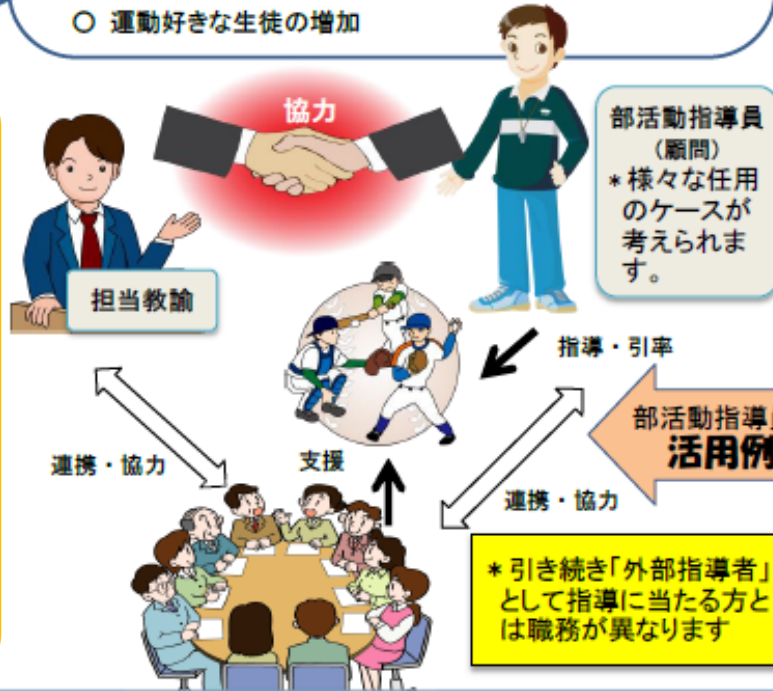
豊田中学校部活動運営方針(抜粋)

・目指す姿

学年の所属を離れ、共通の趣味や関心を持つ生徒同士が集団生活の中で、それぞれの個性を発揮し、協力しあう活動を通じてスポーツや文芸に親しみ、より高い技能を習得するとともに、望ましい人間関係を育む。

・活動基準について(活動時間)

- 《朝練習》 7:30～8:10 (月曜一休息日)
- 《放課後》 16:30～17:50 (水曜は活動無し)
- ・平日の活動時間は2時間程度とし、3時間を越えない範囲で計画をする。(社会体育活動も含め)
- ・休日の練習は、土日のどちらか1日は休養をとる。



◇部活動の質的な向上

- ・正しい理解に基づく、技術の向上
- ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
- ・想定される事故・けがの未然防止

◇教員の働き方改革

- ・教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減

◇地域との連携

- ・地域に根差した継続的な指導

期待される効果

スポーツ活動運営委員会(詳細は裏面) 様々な課題を解決しながら進みます



平成 30 年度 中野市立豊田中学校 課外活動・部活動活動方針

目標

学級、学年の所属を離れ、共通の趣味や関心を持つ生徒を中心に組織し、団体生活を行う中で、生徒がそれぞれの個性を發揮し、協力しあう活動を通じてスポーツや文芸に親しみ、より高い技能を習得するとともに、望ましい人間関係を育てる。

本校の運営方針

基本方針

(1) 部活動の設立は、職員会議を経て学校長が年度ごとに決定する。

- ・新入生については、団体スポーツの存続が厳しいことを伝えつつ、今年度と同様に募集をしていく。3年生が引退後、人数が足りない場合は、大会参加を目標に練習を継続していく。(合同チーム、人数によっては他校への参加)

また、野球部については条件付きで入部し、途中で変更することもあり得る。

(2) 加入については、希望制とする。

- ・年度当初に改めて入部届を提出させ、その際、活動内容を確認し、年間の活動計画を立案する。

活動内容

(1) 活動時間 通常日課

【下校時刻】	4月～9月までは	18:00	9月25日～	17:30
	10月15日～	17:00	2月12日～	17:00
	3月 4日～	17:30		

《朝練習》 7:30～8:10 (月一休息日)

月	火	水	木	金
×	○	○	○	○

- ・7:20より早くには登校しない
- ・朝の部活動について、4月当初と夏休み明けは一定期間活動を行わない。
(※1学期:4月4日～13日、2学期:8月22日～28日まで朝部活動なし)

《放課後》 16:30～17:50 ※水曜日は行わない。

月	火	水	木	金
○	○	×	○	○

 ※5時間授業の日は15:30～17:50

※会議等で顧問がいない時は、交代で巡視を行う。

- ・下校10分前に活動を終了させる。
- ・午後の学活終了後、放課後は部員が揃って活動に打ち込める時間を確保する。
- ・活動時間には、上記の原則があるが、遠距離通学者はバスの時間に間に合うように帰宅する
- ・平日の練習時間は2時間程度とし、3時間を越えない範囲で計画をする。(社会体育活動も含め)

《大会前・テスト前》

- ・中高・飯水大会1ヶ月前は水曜日の放課後も行ってよい。(学校長の許可による)
- ・中間、期末テスト前、3日間(休日含まない)の練習はしない。
(1年生:1学期中間テストも)

(2) 休日の活動

- ・休日の練習は午前・午後にわたらないようにし、土日のどちらか1日は休養をとる。休日練習を行うときは学校長の許可を得た場合のみ行っても良いとする。また、参加も個々で選択できる幅を持たせる。(社会体育活動を含む)
- ・大会等の関係で2日間にわたって活動した場合にはその分の休養日を平日に1日を確保する。
- ・土、日、長期休業中の活動については、生徒への負担を十分考慮した上で計画し、係及び職員に事前に連絡し実施する。
(夏休み中は、週休日をのぞいた全休日の半分の日数以内とする。)

(3) 練習試合・交流会

- ・練習試合及び交流会等の活動計画は、部員に過度の負担とならないよう計画し、職員に連絡し実施する。
- ・休日の練習について、昇降口黒板への記入及び計画書を職員室掲示板に掲示する。

(4) 部活動と社会体育について

- ・地域柄、一旦帰宅してから再度集合することが困難なために、今までの活動を継続し(部活動後に社会体育活動を行う)、社会体育活動を行う場合は4原則を厳守する。
 - *規約が制定されている
 - *学校職員以外の者が責任者として位置付けられている
 - *保険に加入している
 - *活動する生徒を募集している

(5) スポーツ・文化活動運営委員会の開催(年2回)

指導体制の工夫

- ・外部指導者の活用

その他

- ・部活動参観で今年度の方針等の説明を行う。